

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会 ボランティアセンター設置及び運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会（以下「法人」という）が地域住民の善意を振興し、ボランティア活動の啓発と広報につとめ、理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成、援助を行い社会福祉の向上発展を促進することを目的として、ボランティアセンターを設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 このボランティアセンターの名称は、「皆野町ボランティアセンター」（以下「センター」という）という。

(事 務 所)

第3条 このセンターの事務所は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会内に置く。

(事 業)

第4条 このセンターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) ボランティア及びボランティア関係機関、団体との連絡調整
- (2) ボランティア活動の情報提供及び広報
- (3) ボランティア活動資材の整備及び貸与
- (4) 善意銀行の預託及び配分
- (5) ボランティアの登録及びボランティア保険受入体制の整備
- (6) ボランティアの研修
- (7) その他目的達成に必要な事業

(センターの設備)

第5条 このセンターは、前条に定める事業実施に必要な設備、図書等を整備するものとする。

(職 員)

第6条 このセンターには、事業実施に必要な職員を置くことができる。

(経 理)

第7条 このセンターの事業に関する経理は、常に明らかにしておかなければならない。

(備付帳簿)

第8条 このセンターには、第4条に定める事業の実施状況を明らかにするための簿冊を備えておかなければならない。

(運営委員会)

第9条 このセンターの適正な運営をはかるため、この法人の規程第4号委員会設置規程第2条の規定に基づき運営委員会を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(事業報告)

第10条 各年度の実績は、理事会に報告するものとする。

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。